

第2回富士吉田市宿泊税導入検討審議会

富士吉田市

1－(2) 検討内容早見表

総務省留意事項を踏まえて検討した内容まとめ

検 討 内 容	検討結果
1 財源とすべき需要(施策)があるかどうか。	ある(観光施策) 第1回審議会における使途・目的
2 税以外に財源の確保ができる方法がないか。	法定外目的税が適当(観光財源としての使途・目的に合致) (超過課税・分担金・使用料・手数料を検討)
3 誰のどの行動に対して課税するか (納税義務者・課税客体・課税標準)	観光客の宿泊行為に対して、その宿泊数に応じて課税する (入市・交通機関・飲食・お土産等の購入を検討)
4 徴収方法	特別徴収 宿泊者からどのように徴収するのか(現地決裁時・事前決裁時)
5 申告・納入期限	前月の初日から末日までの分を毎月納入 (※金額や所在地等により期限を延長する特例措置の設置を検討)
6 税額(税率)	200円
7 免税点	無し
8 課税免除	修学旅行生または学校行事は免除する。

税制度の概要(案)

検 討 内 容	課税要件	要件の考え方
納税義務者	市内宿泊施設(民泊含む)への宿泊者	1, 観光客は富士吉田市の観光施策の受益を受けており、一定の負担を求めることに合理性がある。 2, 課税対象者を把握する際、宿泊行為が最も把握しやすい。
課税客体	宿泊行為	
課税標準	宿泊数	
徴収方法	特別徴収	徴収方法(宿泊者→事業者→市)について具体的な方法(現地決裁・事前決裁の方法等)を整理する必要がある。(el-taxによる電子申告・電子決済等)
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者及び宿泊税の徴収について、便宜を有するもの	
申告期限	毎月末日までに前月分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、特例措置も検討	特殊な事情を考慮する中で特例措置を講じ事業者の負担軽減を図りたい。
税額(税率)	宿泊者1人1泊について、一律200円	公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと、事業者の事務負担が軽減できること。
免税点	設けない	公共サービスを享受するのは旅行者全体であること、金額による免税点による事業者負担を軽減すること。
課税免除	修学旅行その他学校行事	教育活動に対する公共性の観点、他市町村との整合性
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役または50万円以下の罰金。	地方税法等における法定外目的税に対する罰則
見直し期間	原則5年ごとに見直し(施行後問題が生じた場合は見直しを検討)	先行自治体を例に、5年とした。
特別徴収交付金	2.5%~3.0%(導入後5年間は特例措置+0.5%) 上限100万円	導入後一定期間事業者の事務負担が大きくなることから、特例措置を設定することとした。

富士河口湖町における税制度の概要(第2回検討委員会資料より抜粋)

検 討 内 容	富士河口湖町における税制度の概要(案) (第2回富士河口湖町宿泊税検討委員会協議資料より抜粋)
納税義務者	庁内に所在する宿泊施設(民泊含む)への宿泊者
課税客体	宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、特例措置も検討
税額(税率)	宿泊者1人1泊あたり定額200円
免税点	設けない
課税免除	修学旅行その他学校行事
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役または50万円以下の罰金。
見直し期間	原則5年ごとに見直し(施行後問題が生じた場合は見直しを検討)
特別徴収交付金	2.5%～3.0%(導入後5年間は特例措置+0.5%) <u>上限規定なし</u>